

苓北町道路等愛護事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、苓北町が管理する道路の維持管理を効率的に行い、草刈り活動等により、行政区又は住民グループ（以下「実施団体」という。）による協働活動を推進し、地域住民の道路への愛着と地域活性化に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

(1) 道路等

苓北町が管理する町道、農道、林道等

(2) 草刈り活動等

- ①道路等の路肩からおおむね1メートルの範囲の除草
- ②重機等による路面清掃及び側溝清掃

(3) 住民グループ

苓北町に居住又は勤務する者が代表者として、組織する2名以上のグループ

(対象となる区域)

第3条 対象となる草刈り活動等の区域は、道路等の認定区域内とする。

(報奨金の額)

第4条 報奨金の額は、別表1に定める額とする。

(実施期間)

第5条 道路等の愛護作業を実施できる期間は、4月1日から3月31日までとする。

(活動回数)

第6条 報奨金の交付対象となる草刈り活動等の実施回数は、同じ区域で同一年度に2回までとし、その間隔はおおむね2月以上とする。ただし、町長が特に必要と認めるときは、この限りではない。

(活動届出等)

第7条 草刈り活動等を実施しようとする実施団体の代表者は、草刈り活動等を実施しようとするおおむね7日前までに道路等愛護事業草刈り活動等届出書（様式第1号）に関係書類を添えて、町長に届け出るものとする。

(活動への条件)

第8条 町長は、前条の届出書を受理したときは、その内容を審査し、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(活動報告)

第9条 実施団体の代表者は、草刈り活動等が終了したときは、速やかに道路等愛護事業草刈り活動等報告書（様式第2号）に関係書類を添えて町長に提出するものとする。

(報奨金の交付)

第10条 町長は、前条の報告を受けたときは、現地確認を行い、適当と認めるときに実施団体が指定する方法により報奨金を交付する。

(報奨金の不交付等)

第11条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、報奨金を交付しない。また、既に交付した報奨金があるときは、その全部又は一部の返還を求めることができる。

ただし、やむを得ない事由によるものと町長が認めるときは、この限りではない。

(1) 草刈り活動等に対して、国、他の地方公共団体、その他公共団体若しくは公共的団体からの助成を受けたとき。

(2) 第8条の条件に反すると認められるとき。

(3) その他不正な手段により報奨金の交付を受けたと認められたとき。

(事故報告)

第12条 実施団体は、草刈り活動等の実施中に事故が発生した場合は、速やかに町に通報し、草刈り活動等事故報告書(様式第3号)を町長に提出するものとする。

(保険等)

第13条 実施団体は、不慮の事故に対処するため、構成員を被保険者とする傷害保険に加入するものとする。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要事項については、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年 5月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年 4月 1日から施行する。

別表1（報奨金の額）

内 容	報奨金の額	摘 要
草刈り活動等準備報奨金	10,000 円／区・年	行政区のみ摘要
草刈り活動等報奨金	1,000 円／100m当たり	1000 円未満は切り捨てる。
草刈り活動等上限額	100,000 円／実施団体・年	

備 考

- 1 草刈り活動等の実施延長100m未満の場合は、報奨金を支給しない。
- 2 企業の営利事業の一環として行うグループ活動は対象外。